

琉球大学学術リポジトリ

土通事・謝必振とその後裔たち： 中琉交渉史の一側面

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2007-04-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西里, 喜行, Nishizato, Kiko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/334

土通事・謝必振とその後裔たち
— 中琉交渉史の一側面 —

西里喜行

A study on Xie bizhen (謝必振) as Tutongshi (土通事, an interpreter)
and his descendants in the history of international relation between
the Chinese Empire and the Ryukyu Kingdom

by Kikō NISHIZATO

土通事・謝必振とその後裔たち

—中琉交渉史の一側面—

西里喜行

I はじめに——夷通事と土通事——

目次

I はじめに——夷通事と土通事——

II 明清交替期の中琉関係と謝必振の役割

III 清代の中琉交渉と謝必振の後裔たち

IV 琉球救國運動と謝維垣・謝維藩兄弟

V おわりに——諸論点の要約——

明清時代、五百年余にわたる中琉交渉史のなかで、中琉双方の意志疎通のバイブルとして重要な役割を果たしたのは、昔うまでもなく「通事」と称された通訳である。中琉双方とも通事の職位を交渉システムの重要な構成要素として位置づけたけれども、中琉交渉史の開幕期において通事を担当したのは専ら中國人の琉球語通訳であつて、彼らは明國・琉球双方の通訳を兼ね、琉球の進貢使節の一員としても位置づけられたのである。

琉球の正史「球陽」は崇慶王四三年の條において、「王、使を遣わして入貢せしむ。時に附疏して言う。通事の程復・葉希尹の二人は、樂官を以て通事を兼ね、往来進貢して勞に服すること多きに居れば、職を賜い冠帶を加え、本国臣民をして仰ぎ止まる所ありて以て番俗を変ぜしめんことをぞう、と。太祖之に従う。更に閩人三十六姓を賜い、始めて音樂を節し礼法を制し、番俗を改変して文教風を同じくするの盛を致す。太祖、^名えて礼儀の邦と為す」と記録した後、「程復・葉希尹は何時国に至り仕を受くるやを知らず、今を以て之を考うるに、疑うらくは是れ入貢の初め、太祖之を遣わすか」と注釈している(一)。

ここにいう程復・葉希尹は琉球側から樂官の地位を与えられながら、他方で明國側から派遣された通事として琉球の進貢使節に加わり、中琉交渉事務に従事したことに注目すべきであろう。程復・葉希尹らはまた

琉球文明化の先導役としても期待されたわけであるが、明國の太祖がいわゆる「閩人三十六姓」を琉球へ「賜与」した主たる目的は、琉球の進貢にとって必要な通事と航海技術者を確保することにあつたこと、言うまでもない。

閩人三十六姓と「通事」との関連については、一五七九（萬曆七）年の冊封副使諫木^{シヤクモ}が次のように指摘している。——「洪永の二次、各々十八姓を遣し、その紀綱の役と為す。閩の河口の人多し。之を合わせて凡そ三十六姓、並びに彼の國の當中に居る。子孫の秀なる者は南庭に読書するを得る。文理稍や通ずるを俟ちて、即ち遣り帰して通事と為し、累々ねて長史・大夫に陞るを得る。今、存する所の者僅かに七姓のみ。居る所の地狭く、族類蕃する能わざるの故に縁るなり。科司出使する毎に、必ず河口土着の人を以て通事に充て、之を土通事と謂う。七姓にして充てらるる者は之を夷通事と謂う。土通事は夷語を能くし、夷通事は華語を能くす。七姓の言語・衣服は夷と別なし。僅かに椎髻を以て之を別づ。皆の中に居る者は七姓にして、偏に居る者は夷種なり」⁽¹⁾。

要するに、琉球へ移住して土着化した「閩人三十六姓」の子孫は、一

六世紀の後半の時点ではすでに琉球の進貢使節団の通事を担当するようになっていたので、中國当局は彼らを琉球人の中國語通訳とみなして

「夷通事」と称し、冊封使節団などの中國側交渉システムにおける中国人の琉球語通訳を「土通事」と称して區別したのである。夷通事と土通事の分化がいつごろから始まつたのかは検討の余地があるけれども、遅くとも一六世紀後半以後には、進貢使節団に加えられる夷通事は「都通事」「存留通事」「在船通事」などに区分されたこと、他方の冊封使節に隨行する土通事は「引札通事」「訳語通事」の名称で冊封儀式に参加したことなどを確認することができる⁽²⁾。

土通事の任務は冊封儀式に參加することの外に、中國内にあつては進

貢使節の接待・監督・通關事務をはじめ、進貢使節を伴送して北京へ赴き進貢儀礼に參加すること、福州の琉球館において進貢貿易を監督し、各役所の呼び出しに応ずること、中國沿岸の各省で琉球人の遭難事故が発生した場合、現場へ出張して遭難者の面倒をみたり供述書を作成することなど、中琉關係の全般的な諸問題にまたがっている⁽³⁾。中國内部の動乱や革命によって中琉關係が不安定になれば、土通事は政治問題や外交問題にも関わらざるを得なくなり、その政治的機能と役割がクローズアップされることになるわけで、明清交替の動乱期に、琉球招撫のために來琉した謝必振の場合は、その顕著な事例である。

本稿の意図するところは、第一に明清交替期の中琉交渉システムにおける土通事の位置の変化に注目しつつ、明末清初の複雑な中琉關係を背景として登場した土通事の謝必振が、新たな中琉關係の形成にどのような役割を担つたかをフォローすること、第二に清代の中琉交渉における土通事の位置と役割という視点から謝必振の後裔たちにスポットを当て、その足跡の一端を紹介することである。

II 明清交替期の中琉關係と謝必振の役割

明末の中琉關係は一六三四（崇禎七）年及び一六三六（崇禎九）年の二度にわたる所謂「王銀詐取事件」（實体は明國「官府」による密貿易摘發事件）⁽⁴⁾などによって極めて不安定な状態に陥つた。「事件」を契機に、明國側は密貿易の対象となつた白糸貿易を全面的に禁止し、密貿易に關係したとみなされた明國側の「商人」「牙行」や「土通事」を貿易・処罰したことから、中琉貿易そのものが断絶の危機に直面したのである。しかし、琉球側の長期にわたる懸命な努力、繰り返される陳情行動が奏功して、「事件」から八年後の一六四四年には白糸貿易の条件付

再開が認められ、いわゆる「十家牙行」の成立によって中琉貿易システムも再編されるかに見えた⁽¹⁾。ところが、まさにこの年に北京の明國朝廷は内憂外患の圧力を受けて崩壊するのである。

謝必振が来琉したのは明朝滅亡から五年後の一六四九（順治六）年のことであるが、この五年間の中琉関係は明清交替という動乱のあたりを受けて、極めて複雑な経路曲折を経ている⁽²⁾。前述のように、いわゆる王銀「詐欺取」事件をめぐって明末の中琉関係は極めて不安定な状態にあつたものの、琉球側は折角獲得した二年一貢、白糸貿易の条件付き再開を軌道に乗せ、進貢貿易システムの再編成を通じて琉球・明國関係の安定を図ろうとした矢先に、明清交替の動乱に巻き込まれたことから、当初、明國との宗属関係に固執した琉球側は、①一六四四（崇禎一七、順治元）年、尚豊の訃告と尚質の襲封を要請するために、正議大夫の金應元・使者吉時達・都通事鄭思善らの請封使節団を派遣した外、②一六四五（弘光元、順治二）年には、明朝の再建を試みて南京で即位した弘光帝（福王）の使者の諭告に応じ、毅宗への進香、弘光帝即位の慶賀のために、使者毛大用・都通事阮士元等の慶賀使節団を派遣し、さらに③一六四六（绍武元、順治三）年には、同じく明朝再建を旗印にして即位した隆武帝（唐王）の使者（閔邦基）の招撫に応じ、隆武帝即位の慶賀のために、王舅毛泰久・長史金正春・都通事王明佐・火長陳初源等の慶賀使節団を派遣した⁽³⁾。

以上の使節団が明清交替の動乱に巻き込まれた経緯については、金應元・金正春・王明佐等の家譜に記載がある。「金氏家譜（一世金瑛）」の「七世正議大夫諭應元」によれば、

順治元年甲申二月二十八日、進貢並びに請封及び貿易の事の為に、使を奉じて正議大夫と為り、都通事鄭思善上原通事親翁上と同に間に到る。将に京師に赴かんとするに、偶々河南の賊首李自成兵を起こして

北京を陥すを聞く。懷宗皇帝崩じ、明朝の大統は此に至つて熄えた⁽⁴⁾。時に捷報聞に至る。且つ弘光は南京応天府に於いて即位し、福建に頒詔す。是を以て、大夫・使者・都通事の官は秋に南京に赴きて表を上り答を投ず。覲朝の礼畢り、乃ち奏する所の請封及び貿易の事を准さる。艱難の間、王事に監禁⁽⁵⁾、更に帶ぶる所の裝資なし。幸い閩人林從晦の處に在りて白金毫千両を借り出して使用し、事竣る⁽⁶⁾。

從晦の處に在りて「表を上り答を投じ」、恭順を表明していることである。この時、金應元は南京の弘光帝が白糸貿易を許可したことに対する謝意を表明するとともに、牙行を置くことの必要を力説して「十家牙行」を推廣し、行在礼部に琉球貿易システムの再編成を要請していることから、単に慶賀のためというよりは進貢貿易を軌道に乗せることが主要な目的であったのではないかと思われる。

第二に急遽慶賀使として南京へ赴くことになった金應元は、慶賀のための物品購入の資金を持ち合わせていなかつたことから、「閩人林從晦の處に在りて白金毫千両を借り出して使用」していることに注目すべきであろう。金應元らに白金毫千両の大金を貸し与えた林從晦とはいかなる人物であるのか。おそらく琉球側と関係の深い福州人で、相当の資産家であると思われる⁽⁷⁾。そこで思い出されるのは崇禎九年の王銀「詐取」事件において、最高の金額七千両を琉球官員から委託された林雲興のことである。林雲興が林從晦と関係のある人物であるのかどうかは明らかではないけれども、両者とも福州の大商人あるいは「牙行」であった可能性があり、琉球側ともかなり深い関係にあることが窺知される。また、傅衣凌氏の「調査記」⁽⁸⁾の「十家珠商」の中にも林姓が含まれているけれども、林從晦と関係がある可能性も排除できない。いづれにせよ、林

従姉のような福州の資産家が政治的に窮地に陥った金応元らを裏面から財政的に支えていたことに留意しておきたい。

もっとも、南京における金応元らの努力は徒労に終わった。弘光帝は翌年には清軍に滅ぼされたからである。前掲「金氏家譜」によれば、「乙酉の年（一六四五年）の夏、閩省に回り到る。その時、清朝の大将軍貝勒は兵を率いて南京を攻め滅ぼし、此に於いて弘光の跡滅したり。その七月にはまた隆武閩省に在りて即位す。故に大夫等の官、叩きて隆武に見みゆ。その冬、進香使者の毛大用屋富祖親雲上盛代等、閩に到る。次年（一六四六年）丙戌の夏、進香船上に搭坐して帰国す」と記録されているようだ。金応元らが南京から福州へ戻った時には、既に弘光帝は清朝側の大将軍貝勒に滅ぼされていたわけであるが、引き続き隆武帝（唐王）が福州で即位したことから、金応元らは「叩きて隆武に見え」、明朝の継続を期待しつつ、毅宗への進香、弘光帝即位の慶賀を兼ねて派遣されていた毛大用らとともに一六四六（順治三）年帰國する。

金応元・毛大用らの帰國と前後して、隆武帝即位の慶賀使として派遣された毛泰久・金正春（金思義）・王明佐・陳初源らは、福州において無事慶賀の任務を果たしたもの、帰途海賊の襲撃、清軍の福州占領等の不測の事態に遭遇して辛酸を嘗めることとなり、帰國したのは四年後の一六五〇（順治六）年のことであった。この間の事情について、金正春の家譜は次のように記録している。

「唐王、位を福建に定め、隆武元年とす。次年丙戌（一六四六年）正月二十日、隆武、指揮閩邦基を遣して中山に歸す。此に因りて三月二十五日、國王、正春等を遣し、入りて慶賀せしむ。公事已に竣り、將に回返せんと欲し、出て閩安鎮外の琅岐地方に至り、風を候つこと十四日、海賊夜に乘じて來たり、前後より攻め打つ。是に於いて、一同の官伴水梢、倡義奮勇し、力を合わせて捍禦せり。然れども衆寡敵せず、竟に使

船壁と方物は皆劫奪を被る。只だ官員は琅岐地方に放置せらるを得ず。是の時に当たり、食を路上に乞い、三日に一食し、殆ど餓死に及ばんとする。幸いにして漸く福州に至り、以て性命を全す。時に貝勒將軍特に球使を召し、王舅の毛泰久・長史の金正春・都通事の王明佐・鄭思善、火長の陳初源等五員を遣わしめたれば、貝勒將軍に拜謁して、即ち京に赴きて朝覲するの論を承く。次年丁亥（一六四七年）の四月七日に至り、貝勒將軍は毛泰久・金正春・王明佐等三員を率同し、前みて京師に赴き、その情由を具え、聖德に奏達す。是に於いて、皇帝、その帰賊を嘉みし、各々に袍掛靴等の項を賜い、更に宴を賜うこと兩次なり。公務已に竣り、皇帝、通事謝必振（閩人）に命じ、中山に赴きて國王を招撫せしむ。是に於いて、謝必振は勅書を捧げ、六月に於いて球使とともに京都より起身し、九月浦城縣に到る。山賊蜂起し、帰路を攔阻するを聞くこと、凡そ七か月なり。次年戊子（一六四八年）四月、延平府に至り、また海賊の福州を攻むるを聞く。此に因り耽閑すること兩個月、六月二十八日に至つて、ようやく福州へ到る。己丑の年（一六四九年）六月初七日、謝必振の船に搭りて開洋するも、半洋に至りて大風に遭う。十五日、漂いて日本属地の山川に至る。その夜、蘿州、平田、猪野助殿・桂下記守二人を遣して山川に到らしめ、中國鼎革の事を訪ね問う。十八日、家老、正春と才府の柳枝蕃牧志親雲上に命じて江戸に前赴せしむ。二十五日、蘿州、官を遣して護送し、長崎に至りて査驗して方めて送發せしめ、中山に来らしむ。正春と柳枝蕃の二人は江戸に赴きて中國鼎革の事を悉奏し、次年庚寅（一六五〇年）二月十八日、江戸を啓行し、四月鹿府に至り、九月初三日開洋し、二十三日那覇港に至る」。

隆武政権が崩壊した後、毛泰久・金正春らは福州で清朝側の貝勒將軍に帰順を表明し、さらに一六四七年には貝勒將軍に率いられて北京へ赴き、順治帝に謁見して「帰賊」したわけであるが、この間終始毛泰久ら

と行動を共にし、通訳兼世話係を勤めたのは謝必振であった。謝必振がいかなる人物であつたのか、何故に毛泰久らの清朝への「帰誠」に立ち会つたのかについては明らかでないけれども、謝必振は順治帝から直接「中山に赴きて国王を招撫せよ」との命令を受け、毛泰久・金正春らを率いて福州へ戻り（毛泰久は途中延平府で病没）、一六四九（順治六）年に最初の琉球入りを果たしている。

ただ、ここで注意すべきは順治帝の命令でも明らかのように、謝必振が「通事」であったことと、この年五月二三日付の福建布政使司の咨文にも「勅諭一道を將て招撫通事官謝必振に令して齋捧前來せしむるを除くの外、仍お長史金思德等七員・人伴誠意等四十四名を遣りて回国せしむ」⁽¹⁾と指摘されていることから、土通事の身分に過ぎない謝必振が「招撫通事官」として琉球へ派遣されたことを知り得る。

従来、琉球へ派遣された招撫使についていえば、明初に太祖が派遣した楊輶は行人、弘光帝（福王）が派遣した花熾は福州左衛指揮、隆武帝（唐王）が派遣した閔邦基も指揮であつたよう、中央あるいは地方の比較的地位の高い官員が充てられていて、土通事が招撫使として派遣された例はなかつた。清朝側が土通事に過ぎない謝必振を「招撫通事官」として派遣したのは、人材が払底していたからというよりも、謝必振に対する清朝側の信頼度の高さによるのである。蓋し謝必振は隆武帝即位の慶賀使であつた毛泰久らに清朝側への帰順を表明させる直接的役割を果たしたと考えられるからである。

「清史稿」の琉球伝によれば、「清の順治三年、福建平らぐ。（琉球の使者、通事の謝必振等と江寧に至り、経略の洪承疇に投じ、送られて京に至る」⁽²⁾とあることからも、謝必振が琉球使者の清朝側への投誠を手引きしたことを見知し得る。もつとも、謝必振が土通事に採用されたのは明末か清代に入つてからかは明らかでないけれども、謝必振と琉球側

にも一定の信頼関係があつたからこそ、清朝側は招撫使の適任者としてあえて土通事の謝必振を選抜したとも言えよう。

「招撫通事官」として来琉した謝必振は無事任務を果たし、琉球の清朝への投誠を表明する表文を持参した周国盛を伴つて帰國したわけであるが、「中山世譜」の記載によれば「本国、通事の周国盛等を遣わし間に抵らしめ、表を齎し投誠す。時に会々、世祖、通事の謝必振を遣わし、招撫の勅及び欽賞の物件を齎し、本国に来臨す。事竣り朝に還るの日、世子、都通事の梁廷翰等を遣わし護送して閩に至らしむ。是に由り、前使の周国盛は謝必振と俱に京に入り表を奉りて投誠す」⁽³⁾とあり、あたかも謝必振の来琉以前に琉球の投誠使として周国盛が福州へ派遣されたいたかのよう叙述している。

ところが、周国盛の家譜には「順治六年己丑（一六四九年）十一月十三日、欽差招撫使を護送するの事の為に、使を奉じて通事と為り、欽差の謝公諱必振・都通事梁廷翰百名其雲上に隨いて閩に赴く」⁽⁴⁾とあり、琉球側は謝必振の招撫に応じて梁廷翰・周国盛らを派遣したこと、明らかである。

琉球から福州へ戻った謝必振は翌年（一六五〇、順治七）二月、周国盛らを引き連れて北京へ赴いた。「琉球國の差來せる齎表官一員の周國盛・人伴二名の堅義・遂志、併びに招撫士通事一員の謝必振等を起送して京に到らしめんとす」との福建布政使司からの連絡を受けた礼部は、「齎到せる投誠の表文を持て、隨即に恭しく進むるを除くの外、順治八年九月初八日、勅諭一道を欽頒し、該國差來の齎表官周国盛に綵綬二表裏・銀二十両、人伴二名の堅義・遂志に毎名布二疋・銀五両、招撫士通事謝必振に綵綬一表裏・銀十両を欽賞」する措置を講じている⁽⁵⁾。

謝必振にとつては一六四七年の上京に次いで二度目の上京であるが、今回の北京滞在は一年以上の長期にわたつた。清朝側が冊封の前提条件

として明朝の勅印を返還することを要求したのに対し、琉球側が言を左右にして応じなかつたためである。この間の事情については、周国盛の家譜に次のように記録されている。——「國盛、独り謝必振と共に上京し、京都に寓留すること殆ど一載に及ぶ。此の時に当たり、嚴に陟るの懷、言いて喰うる能はず。茲に未だ大明の勅印を繳ざるに因り、順治皇帝勅書を頒ちて謝必振に命じ、國盛を率常して同に海船に坐し、球國に来臨せしむなり」(2)と。順治八年（一六五一年）九月の勅諭もまた、「順治）七年五月、梁庭漢等十九人を遣わし、回りて爾が國に諭せしむ。今迄るまで故明の勅印は未だ繳さず、併も去使もまた消息なし。意者、に、海道迂遠にして風濤険阻なるか、抑も別の故ありて未だ爾が國に達せざるか。來使京に留ること日久しければ、朕甚だ憫に念う。今、表裏の銀両を賞賜して遣り帰し、（中略）通官謝必振と偕に回りて爾が國に報せしむ」(3)と指摘しているように、謝必振・周国盛らの北京長期滞在、再度の琉球招撫の命令が出された背後には、なお去就に迷う琉球側の動向が見え隠れしている。命令を受けて翌年（一六五二、順治九）再び来琉した謝必振自身も、世祖登極の慶賀使派遣と明印の返還を催促する歴史司あての咨文のなかで、次のように指摘している。

「欽差賈勅の招撫使の謝、勅諭を欽頒せんが事の為めに。照らし得たるに、本使前に皇上の差委を奉じ、収擧の原由、闕に在るの官伴は摘要して回国せしめ、以て柔遠を示し、併せて招きて賀に入れ、以て帰順を広む。時に、貴國は方物備え難きを以て、只だ官の周国盛を差わし、空表のみを齎して投誠し、六年十一月間に到る。部撫司道、欣羨せざるなし。宴を賜い糧を増す。七年二月内に京に赴くに至り、皇上大いに嘉して賞賛するを蒙る。（中略）賀音聞するなくして、本使、周差使と京邸に逗留し、鄉を離れ井に背くを致すこと二十閏月有奇なり。（中略）荷くも我が皇仁浩蕩なれば、周差使の忠誠に頼りて同心協力し、回還す

るを斡旋せり。是れ、貴國は尚お信を天朝に失つも、天朝は未だ貴国を恩に奉くとせざるなり。（中略）本使、王命を奉じて差遣さると雖も、實に貴國の為めに奔馳するなり。一片の苦心、貴國鑿みて諒とするや否やを知らず。（中略）煩わくば、即ちに三法司に転達し、貴国王に啓奏せしめ、悉く來否内の事理に照らして遵奉し施行せられよ」(4)。

招撫通事官の謝必振が自ら直接三司官や国王へ要請するのではなく、咨文を長史司あてに提出しているのは、招撫通事官の地位が長史司と同等とみなされたことを示しているとはいえ、「貴國は尚お信を天朝に失うも、天朝は未だ貴國を恩に奉くとせざるなり」という咨文の一句は、勅命を背景としているだけに琉球側の首脳部に相当のプレッシャーとなつたであろう。加えてまた、謝必振が琉球のために二度も福州と北京の間を「奔馳」し、招撫のために二度も「苦心」して来琉しているという事実を、琉球側は重く受け止めないわけにはいかなかつたと思われる。

かくて、謝必振の要請に応えて、世祖登極の慶賀、明朝の勅印の返還、尚質冊封の要請のために、琉球側は一六五三（順治一〇）年に馬宗毅らを派遣した(5)。この時通事を勤めた蔡國器の家譜によれば、「順治十年己巳二月二十一日、本國、清朝天下を取るに因り、王舅馬宗毅大里親方良理・正議大夫蔡祚隆平川親雲上等を遣わし、方物を貢して入りて賀し、封を請い、明朝の勅印を繳す。時に國器は年二十二歳にして王舅の通事となり、馬宗毅に隨いて招撫使謝必振の船と一緒に開洋して闕に赴く。（中略）延平府より江西を過ぎりて（中略）京に赴く」(6)とあり、謝必振は馬宗毅・蔡國器らを率いて三度上京したことを窺知し得る。

清朝側では琉球の要請に応えて冊封正副使を任命したが、冊封使が琉球へ派遣されたのは一〇年後の康熙二（一六六三）年のことであった。この間の事情を前掲蔡國器の家譜は次のように記録している。——「甲午の年（一六五四、順治一一）、闕に回るの後、海賊福州を攻め、歴久

囲みを解かず。故に閩に留ること十有一年なり。冊封正使張學札・副使王垓、将に琉球へ渡らんとして福建に至るも久しく留る。海氣未だ靖からざるに因り、京に還りて命を待ち、未だ行かず。新皇帝御極するや、遠人延行して日久しきを念い、(張) 学札等を謁賀して、卒に遣わし行かしむ。康熙二年癸卯(一六六三年) 閩に至る。是に於いて、蔡祚隆・國器等は天使の船に附搭し、六月二十七日に帰国す」⁽²⁾と。

ここにいう「海氣靖からず」とは永明王や鄭成功などの遺明勢力が清朝への抵抗を続けていたことを指している。一六六一年の永明王逮捕の後、琉球への冊封使派遣は漸く実現したが、張學札の「使琉球記」には、康熙二年五月二二日、冊封使船が猴嶼を過ぎて、荒涼たる梅花の故城を目にする地点にさしかかった時に、「通官謝必振」の提案によつて天妃廟に至り「行香」したと記録されていることから、謝必振が冊封使張學札の一行に「通事」として加わり、三度琉球を訪れていることは明らかであろう。

明清交替の動乱期を生き抜いた謝必振は生涯を通じて中琉関係の発展に大きく貢献したわけであるが、土通事としての謝必振の功績は清國・琉球の双方から高く評価されたようで、清朝一代を通じて彼の家系から代々土通事を輩出することになる。

III 清代の中琉交渉と謝必振の後裔たち

明國側との宗属関係に固執する琉球側を説得して清國側へ「帰順」させた謝必振の政治的力が高く評価されたためか、その後の中琉交渉システムにおける土通事の地位は琉球側からもより重視されるようになるが、明代に確定された土通事三名の定員には変化はなく、清一代を通じても踏襲された。

三名の土通事が琉球進貢使の伴送、進貢貿易の監督、漂着難民の救護などの中琉関係全般の諸問題を輪番で分担するわけであるから、三名とも通訳としての能力だけではなく、進貢・冊封儀礼にも通曉していることが要求される外、中琉双方の役人たちとの信頼関係や交渉能力をも具备しないければならなかつた。かくて、土通事としての条件を具備するには一定の見習い期間あるいは訓練期間が必要となることから、清代の土通事は事実上父子相伝され、「世襲化」されるに至る。清代の初期に土通事としての地位を確立した謝必振の家系から代々土通事が選出されたのは当然の成り行きであつたといえよう。

もちろん、謝必振の家系以外にも、土通事の職位を世襲的に継承した家系があつた。鄭家と馮家がそれである。それならば、謝家・鄭家・馮家の三家から選出された清代の土通事には、どのような人々が確認されるであろうか。三家の土通事の継承関係を「歴代宝案」文書に登場する土通事名を手がかりとしてフォローすれば次の通りである。

謝家の場合には、

- ① 謝必振(一六四九・順治六〇・一六七一・康熙一〇)、
 - ② 謝道武(一七一五・雍正三〇・一七四〇・乾隆五〇)、
 - ③ 謝瑚(一七六〇・乾隆二十五・一七七〇・乾隆三五)、
 - ④ 謝宣化(一八一一・嘉慶十六・一八一六・嘉慶二二)、
 - ⑤ 謝生泰(一八一六・嘉慶二二・?)、
 - ⑥ 謝占豫(一八四八・道光二八)、
 - ⑦ 謝維垣(一八四八・道光二八・一八八二・光緒八?)
- と七代にわたって父子相伝され、ほぼ継続的に継承されている⁽²⁾。鄭家の場合にも、
- ① 鄭斐(一六六五・康熙四一・?)、
 - ② 鄭任鐸(一七二六・雍正四一・一七四一・乾隆六〇)、

- ③ 鄭殿枚（一七四四・乾隆九一・一七六七・乾隆三二）、
 ④ 鄭煌（一七七六・乾隆四一・一八一四・嘉慶一九）、
 ⑥ 鄭澄灝（一八二六・道光六一・一八五三・咸豐三）、
 ⑦ 鄭懋昌（一八五三・咸豐三一・？）
- と六代にわたって父子相伝され、事实上「世襲」的に継承されている。

馮家の場合にも、

- ① 馮西熊（一七二五・雍正三一・一七五四・乾隆一九）、
 ② 馮長藻（一七五五・乾隆三〇一・一七七六・乾隆四一）、
 ③ 馮陸（一七八一・乾隆四六一・一七九〇・乾隆五五）、
 ④ 馮邦麟（一八〇一・嘉慶六一・一八二六・道光六）、
 ⑤ 馮開和（一八二六・道光六一・？）

と五代にわたって父子相伝され、ほぼ「世襲」的に継承されている。

以上の三家出身の土通事の在任期間を氏名の後の（）内に示しておいたけれども、それはあくまでも「歴代宝案」文書の記録によって確認できる期間を示しているだけであって、実際の在任期間とは一致しない場合もあり得る。たとえば、「歴代宝案」文書では一七四〇（乾隆五）年の記録を最後とする謝家二代の謝道武が、「呈稟文集」では一七四一年八月の時点で、鄭家一代の鄭任鑄・馮家初代の馮西熊とともに、稟（上申書）を連名で福州海防官へ提出しているが、稟（上申書）の内容は次の通りである。

「琉球に伝訳するの引礼通事鄭任鑄・馮西熊・謝道武、天に体例を範め、免換貿易等を詳明せんが事の為めにす。切に、琉球國の進貢謝恩船二隻は、大老爺の天恩もて両院司道大老爺に詳明するを蒙り、示を給してその例に照らして貿易するを准され、業に経に案に在り。八月一日、夷官の鄭佑・阮超群等の報に撫するに称すらく、両船の員伴の免買するの各物は、俱に已に完妥せり、と。八月初二日、大老爺親ら柔遠駅に臨みて験明するを蒙る。鑄等は夷使と公同して客商と両平に交易せしむ。買う所の糸綱布疋薬材雜物、併びに客商人等の自ら運び館に進みたる各貨物は、備造の細冊に遵照し、夷官及び鑄等と共に各々弊なきの甘結を具え、文を具えて一併に呈繳す。伏して乞うらくは、大老爺 例を察して詳請し施行せられんことを。須く回呈に至るべき者なり。」

乾隆六年（一七四一年）八月 日回呈を具う。琉球に伝訳するの引礼通事鄭任鑄・馮西熊・謝道武」。

この稟は要するに、琉球館における進貢貿易が無事完了した旨の乾隆六年八月付の報告書であるが、差出人は三名の土通事即ち「琉球に伝訳するの引礼通事」で、宛先は大老爺即ち福州海防同知である。前掲の稟によつて、差出人の一人謝道武はこの時点でなお土通事職にあつたこと、福州琉球館における中琉貿易には琉球側の夷官（夷使）即ち存留通事とともに土通事らが立ち会つていたこと、夷官や土通事らを監督する直接の上司は福州海防同知であること、進貢貿易をはじめ中琉関係事務は海防同知から福建布政使へ、さらに布政使から總督・巡撫へ報告され決裁されること等を窺い知ることができる。

しかし、土通事の謝道武については、どの時点まで在職したのか明らかでなく、また第三代の謝瑚と第四代の謝宣化の間も、「歴代宝案」文書の記録に依拠する限り四〇年のランクがある。

むろん、土通事の職位は自動的に世襲されるわけではなく、以上の三家以外から選出されることもあった。乾隆時代後半から嘉慶一〇年代にかけて土通事職を勤めた戴輝⁽²⁾や道光年間の土通事蔣官⁽³⁾などはその一例であるが、前者は職務上の「過誤」により、後者は本人の病死と嫡子の借金苦により土通事職を継承できなかつたのである。前者の戴輝が

解任された前後の事情について、福建布政使は福建巡撫へ次のように報告し、後任の土通事を推薦している。

「前届の琉球通事戴輝は貢使を伴送して京に進むに、遅れて朝覲を誤りたれば、部の行知を奉せり。并びに貢使の毛光國等の具稟に拵るに、戴輝は素より実心事に任せざるを以て、革退して另に招きて充補せんことを懇請す等の情ありて案に在り。茲に福防廳の募選せる謝宣化は本々旧通事謝必振の後裔に係るに拵り、経に貢使の耳目官向國柱は土通事鄭煌等に嘱して要挙充補せしむ。是れ謝宣化は尚お能く夷情に允洽し、且つ既に該廳の徐丞當堂駿試したるに、年力精壯にして夷語官音に通曉するに拵り、自ずから応さに其の戴輝の過欠を頂補して以て差役に備うべし。檄もて該廳縣に行じて查明し、例に照らして結を取り、照を給して充補せしむるを除き、合さに就ちに詳請し、伏して察核して批示せらるるを候ちて飭達せしめんとす」⁽²⁾。

土通事の戴輝が解任された理由は第一に琉球進貢使を伴送して期日（十二月十日）までに北京へ到着することができず、礼部から謹賛されたこと、第二に琉球進貢使から戴輝は眞面目に職務に勤めないので解任して別人を採用して欲しいという要望が出されたことである。土通事の解任や採用に琉球側の意向が考慮されたことは注目に値する。戴輝の後任に謝宣化が推薦されたプロセスにおいても、琉球進貢使がまず謝宣化を推薦し、他の二名の土通事に依頼して福防廳へ薦させていることから、琉球側の意向が重要な役割を果たしていることは明らかである。しかも、謝宣化が推薦された理由として、「旧通事謝必振の後裔」であることが挙げられていることは、謝必振が清一代を通じて中琉双方から深く信頼され続けていたことを示しているといえよう。

謝家の三代土通事謝瑚の在任は一七七〇（乾隆三五）年まで確認されるが、第四代土通事謝宣化の就任は一八一（嘉慶十六）年のことであ

るから、この間謝家からは土通事を出していないことになるけれども、謝宣化が夷語（琉球語）に通曉していたのは謝家と琉球側との交流がこの間にも続いていたことを暗示している。琉球側は中琉交渉において土通事への依存度が増大するにともない、土通事の養成に大きな関心を払わないわけにはいかず、将来土通事職に就任し得る見込みのある人物を訓練して経験を積ませ、その間「土通事筆者」として「年例銀」を支給していたことから⁽³⁾、謝宣化も「土通事筆者」として一定の期間訓練を受けたのである。

謝宣化を推薦した福建布政使も、琉球進貢使を伴送する土通事が病氣などの不測の事態に陥る場合を考慮して、土通事の「限」二人の内から「夷語・官音に諳悉する者」一人を「幫辦通事」として養成し、万一土通事に事故があつた場合には土通事職を代行させるようにしたいと提案している⁽⁴⁾。福建布政使の提案は土通事と「幫辦通事」の二人を進貢使の伴送役にすること、即ち土通事の事実上の定員増を意味しているわけであるが、明確に「章程を立定」して清國側交渉システムのなかに位置づけられることはなかつたようである。むしろ、琉球側の交渉システムのなかに位置づけられた「土通事筆者」（河口通事筆者）が「幫辦通事」の性格を帯びるようになる。

謝宣化は在任僅か五年で病氣のため辞任するが、その後任には息子の謝生泰が推薦された。その間の事情を福建布政使は次のように説明し、福建巡撫の承認を求めている。

「琉球館駅の額設の土通事は三名にして、（中略）如し事故あれば即ち応さに夷語官音を諳悉するの誠実の人を選選して接充し、曠誤を免れしむべし。茲に土通事の謝宣化一名は病を患うに因りて告退せり。謝生泰、接充を呈請するに拵り、并びに琉球夷官の楊德昌等、謝生泰は夷語官音を熟諳し、年力精壯、人となり誠実にして夷情に允洽するを以て、

保結を出具し廳に赴きて呈請するに拵り、復た經に該廳 謝生泰を傳喚し、當堂驗試したるに、夷語官音は均しく熟諳に屬し、以て謝宣化土通事の遺欠を接頂するに堪うと詳請して前來したれば、應さに該廳の請う所の如く、謝生泰を^{シテ}琉球土通事謝宣化の病を患いて告退するの遺欠を接頂せしめ、以て差役に備うべし」⁽²⁾。

ところが、福建布政使の前掲提案に対して、福建巡撫は「謝生泰は現に年若干歳なるや、公私過犯有りや無きや、仰むらくは即ちに族保・隣佑の各結を飭取して詳送し、充補せられなし」と指示している。謝生泰の場合には、まだ若年であったために、本人の申請書や琉球官吏の保証書の外に、一族や隣近所の保証書が要求されたのであろうか。謝生泰の土通事在任期間は明らかでないけれども、謝家からは道光以後光緒年間に至るまで、謝占豫・謝維垣父子が土通事として中琉交渉史に重要な足跡を遺している。

前述のように、清代の土通事は琉球進貢使の伴送、琉球館貿易の監督、漂着琉球人の救護を三大任務としたが、中琉關係に重大な政治的問題が発生したり、内外情勢によつて中琉關係が不安定な状態に陥つた場合には、謝必振の足跡に示されるように、重要な政治的役割をも果たさなければならぬ位置に置かれていた。土通事が中琉間の政治的交渉に重要な役割を担う局面は少なからず現出したが、雍正帝及び乾隆帝の即位慶賀にともなつて生じた「一貢免除」問題の処理もその一例である⁽³⁾。

「一貢免除」問題とは、即位慶賀への頌賜に対する答礼として派遣された琉球謝恩使からの獻上品を、次期の進貢品に充てて進貢使者の派遣を免除することにした清國側の处置をめぐる中琉間の外交問題であるが、貿易の機会を確保する観点からその撤回を企図する琉球（及び薩摩）側は清国当局と繰り返し外交折衝を開いた。雍正期に発生した「一貢免除」問題の処理について、福州で清国当局との折衝に当たつた琉球側

の前川親方・識名親方は、帰國後の雍正二年（一七三三）年に薩摩側へ詳細な報告書を提出しているが、その内容は次の通りである。

「一 去ル戌年、前川使者相勸候儀は、何様可有之哉、太粧之訴訟候無之、使者差渡候儀ハ厚心入之由ニテ、首尾能被請付、安堵仕候。然共、一貢被差候筋ニテ、雍正十年之進貢も十二年ニ差引可有之由候得は、訴訟相済不申筋故、先キック之儀、折角河口通事へ申談承合候處、一年之進貢使御用捨之儀は皇帝上意之事ニ候。其上、唐之作法ニテ一度右之通申渡有之候儀は、取返不罷成事候。前川使者被仰付候上は、先キック進貢使差渡候ても何之故障は有之間敷旨、官人より承候間、其通可相心得旨、河口通事より申聞落着仕候。

一 苛文之内、十一年之使者差渡不及由、相見得申候。十一年は進貢期ニテ無之、間述候故、河口通事へ内々申談候處、此儀も上意之事候。其上十一年使者差渡候儀無之候ハ、定期無機、最前より被差免候一年分之貢物差引罷成相沿候儀も可有之候。其通候得は幸之事候間、不及沙汰由、内々ニテ承候。

一 苛文之表ニテは、先キック之儀落着不仕候得共、河口通事存寄迄二ても無之、官人へ得差圖、右之通為承事候得は、申渡同前之事候間、何そ故障有之間敷と於琉球も段々吟味之上、何れ使者差扣候儀は無礼罷成候趣を以、去年之進貢使も定例之通被差渡候。右之段、於御國許御等之御答可申上旨、於琉球被申付候。此上は何分ニモ御差圖次第、琉球へも可申越候。右之趣、宜被仰上可被下儀奉願候。以上」⁽²⁾。

ここで注目すべきことは、第一に琉球の使者（前川親方ら）が福建当局への陳情に当たつて「河口通事（土通事）へ深ク頼入」り、琉球側の要望を取り次いで貢つてゐるだけでなく、土通事の見解や判断あるいは勸告を行動の指針として尊重しているように、土通事は中琉交渉において

て琉球側の政治的顧問のような位置をも占めていること、第二に「一貢免除」を指示した上諭の変更を認めない福建当局と二年一貢の規定通り進貢使派遣を継続したい琉球（薩摩）側との間で、土通事が両者の妥協点を摸索し、実質的に琉球側の要望を実現し得る方法を示唆していること、これである。

雍正年間に土通事職にあつたのは謝家二代の謝道武と鄭家二代の鄭任鑑と馮家初代の馮西熊であつたが、彼らは故意か偶然かは別として清国当局が進貢年を誤つたことを捉えて、「一貢免除」問題を琉球側に有利な方向で解決するため尽力したわけで、そのことによつて琉球側の土通事に対する信頼度は益々高まつたものと思われる。

アヘン戦争後の政治的動乱の時代に入ると、琉球側の土通事に対する依存度はさらに増大せざるを得なかつた。一九世紀の五〇年代初頭には、イギリス人宣教師ペツテルハイムの長期逗留、琉球を巻き込んだロバート・バウン号事件のなかでの多数の中国人苦力の石垣島滞留等々の事態に直面して、琉球当局は事態解決を要請するために特使を福州へ派遣したが、琉球特使の福州における清国当局への要請運動を終始支援したのも、やはり土通事たちであつた⁽³⁾。琉球特使の馬克承（小禄親方）はこの間の事情を、帰國後の一八五三年に次のように報告している。

「此節御願筋之儀、至て不容易事にて、河口通事之内、人体見合、御内意向彼は相勧せ不申は不叶、渡唐前於琉球は鄭爺見合候筋申合置候、去年八月致病死候段、渡唐之上承候付、馮爺へ申付、左候て馮爺は去年上京之年期相当候得共残置、右御用相勧せ、謝爺并河口通事筆者王秉謙兩人為致上京候ハ、北京方御用も差支申間敷と勢頭大夫（進貢正副使）へも相談之上、右之趣海防御方へ申上候處、謝爺事進貢使一同致上京、下京之節は残居、当三月進士之科罷出候由候得は、馮爺爰元へ残置候ハ、下京之節は王秉謙一人之勤ニテ、諸事取扱も無之、御用弁差支可申候間、

先以謝爺・馮爺兩人は為致上京、於爰元之御用は、馮爺嫡子上林井鄭爺足相勸候天堂同人へ相勸させ候様、左候ハ、海防官ニも都て之御用御肝煎可被成、若其汲受無之、強て馮爺殘置候ハ、諸事之御用御肝煎被成間敷旨、段々分ケテ被仰渡候付、不及是非御請申上、謝爺・馮爺上京させ、其以来御願筋一件之御用は、馮爺嫡子上林へ申付、御内意向彼是出精相勧候付、去年年例之通、余之河口通事より苦勞銀相重差進申候」⁽³⁾。

琉球側では特使派遣前に、最も経験の豊富な土通事の鄭登瀬を福州における清国当局との交渉の仲介担当者に予定していたが、既に前年病没していたことから、代わりに土通事の馮開和に担当して貰うこととし、進貢使の伴送役には土通事の謝維垣と土通事筆者の王秉謙を充てたいと海防官へ申し出たところ、海防官の意向では、伴送役の謝維垣は科挙の進士の試験のため北京に残ることになり、帰りの伴送役を「土通事筆者」の王秉謙だけに任せることにはいらず、今回は謝維垣と馮開和の二人を進貢使の伴送役とし、福州担当には馮開和の嫡子上林を充てたいとのことであったので、止むを得ず海防官の意向に従つたというわけである。

馮開和の嫡子上林も「土通事筆者」として見習い修業中であつたと思われるが、「苦勞銀」を増額して貢つていていることから、琉球側の期待に十分応えることができたのであろう。また、土通事の謝維垣が進士の試験に挑戦していることからも、土通事の社会的地位がかなり高くなつていることを窺知し得る。アヘン戦争後の動乱の時期に、琉球側の政治的顧問としての土通事の位置と役割が益々増大したこと、その社会的地位の上昇を促進したであろう。

進士の試験に挑戦した土通事の謝維垣はかなりレベルの高い知識人の部類に属していたわけであるが、夷通事即ち琉球人通事の蔡大鼎とも深く交流し、その著書『北上雜記』に次のような序文を寄せている。

「予、貴國中山王の伝訳引札通官と為る。乃ち七世祖の招撫使諱必振公の業を継続するなり。蓋し貴國隔年一貢し、使臣の來聞に當たる毎に、即ち官より予を派し、貢使を護送して京に進みて朝賀せしむるを蒙る。使臣を帶領して天願を瞻仰せしめ、並びに筵宴の各大典に及んでは、任大にして貴重し。予また惟だ翼々小心してその職を忝しむるなきを求むるのみ」。

謝維垣は清代初期の諱必振から数えて七代目の土通事であることを自ら誇り、中琉關係の發展に尽力したわけであるが、意外にも自ら明治時代の五〇〇年余にわたる中琉交渉史の最終局面に立ち会わざるを得なくなる。一九世紀も七〇年代に入ると、新興の明治政府が琉球処分へ着手したことにより、中琉關係斷絶の危機が到来したからである。

もちろん、琉球當局は明治政府に対して日清兩屬の現状維持を繰り返し要請したけれども、両属を認めない明治政府は国權の確立と国境の固定を企図し、一八七九年四月軍事的威嚇によつて強引に廢琉置縣を断行した。しかし、清國側の異議申し立てと前米大統領グラントの仲介により、日清両国は琉球問題をめぐる外交交渉を推進し、一八八〇年一〇月二一日琉球分割條約を妥結した。この間、琉球側は士族層を中心に琉球救國運動を開拓し、琉球分割條約に断固たる反対の意思表示を続けたこと、周知の通りである。⁽²⁾

明治政府が進貢船の派遣停止を命じた一八七六年、琉球側は密かに陳情特使の向徳宏・蔡大鼎・林世功らを福州へ派遣し、清國當局へ進貢船

派遣停止の事情を説明して琉球救援を要請したが、具体的成果を得ない内に一八七九年の廢琉置縣に直面した。福州に留まつて向徳宏・蔡大鼎・林世功らは、廢琉置縣のニュースを聞くや、天津・北京へ赴いて直接清國當局に琉球救援を訴える救國運動を開始した。この時、琉球側の陳情特使と終始行動を共にしたのは土通事の謝維垣であった。謝維垣は前掲『北上雜記』の序文のなかで、この間の事情を次のように語っている。

「料らざりき、光緒三年（一八七七年）春の間に至つて、中山王、蔡君汝霖老先生を派し、都通事と為して閩に来たらしめ、國事を陳情せしむ。己卯（一八七九年）秋の間、蔡君、予に同行を命じて北上せしむ。壬午（一八八一年）冬の間、復た予に再行を命じて都に入らしむ。君乃ち京に駐ること五載、毎に京師において見る所、聞く所、及び日間に作す所の事宜は、皆一一筆を乘りて之を書す。因りて名づけて北上雜記と曰う。君、ただに素より詩癖あるのみならざるを知るなり。時に曰く、題勉として事に従い、敢えて告労せず、と。君の頌と為すべし。而して書にまた曰く、鳥獸草木の名を識ること多し、と。君の博と為すべし。是れを序と為す。」

光緒癸未の年孟秋巧月 通家の弟謝維垣、京城に擬す」⁽³⁾。

謝維垣の指摘するように、毛精長（國頭親方）・蔡大鼎・林世功らは一八七九年に謝維垣を同伴して天津經由で北京へ入り、總理衙門や礼部への陳情書提出を中心とする琉球救國運動を展開した。清國當局の退去命令を無視して一年余も北京に留まり続けた蔡大鼎らは、この間に日清両国の琉球分割交渉が進展している事実を知り、繰り返し琉球分割に反対する請願書を提出したものの、前述のように日清両国は琉球分割條約を妥結してしまった。琉球分割條約の調印を阻止せねばならぬと決意した林世功は、決死の請願書を認めて一八八〇年一月二〇の早朝自決し

て果てた⁽⁴⁾。林世功の衝撃的自決事件は清国政府に条約調印を躊躇させ、琉球分割の危機はひとまず回避されたが、琉球王国の復活を実現するには至らなかつた。のみならず、琉球分割の動きは水面下で続けられ、一八八一年前半には日清両国の分割条約調印の可能性が急速に増大した。

かくて、救國運動は分割反対運動として継続され、謝維垣は一八八一年（壬午の年）に再び蔡太鼎の要請に応じて上京したのである。

この間、謝維垣の弟謝維藩もまた琉球救國運動に共鳴して蔡太鼎の「北上雜記」に序文を寄せるとともに、次のような詩六首を蔡太鼎へ贈つてゐる⁽⁵⁾。

一、改装雜髮赴天家

千里揚帆帶日斜

千里帆を揚げ 日斜を帶び

叩懇皇恩伸効祝

叩きて皇恩を懇い 効祝を伸べんとす

同寅忠悃最堪嘉

同寅の忠悃 最も嘉するに堪う

(原注：同寅は君と毛・林の諸人を指すなり)

五、國步艱難已多年

殷勤哀懇動君憐
王臣蹇蹇丹心勵

殷勤に哀懇に勤めて 君憐を助かさんとす
王臣蹇蹇として 丹心を励まし

二、睽遠五載駐京城

睽遠して五載 京城に駐れば

鯉信疊通一紙行

鯉信疊々通ぜんとして 一紙を行ふ

回首計程千萬里

首を回して程を計れば 千萬里

曾由伯氏送三卿

曾て伯氏より三卿に送らん

(原注：三卿はまた君と毛・林の諸人を指すなり。)

六、転圜定必卜秋間

転圜定めし 必ずや秋の間にトせん

復國復君惡醜剛

國を復し君を復し 惡醜剛かるれば
從此買舟欣南下 此れより舟を買ひ 欣んで南下し

再將洗盡暗芝顏

再び将た盡を洗い 芝顔と晤らん

北燕遊草政華儒

北燕遊草を華儒に政（しめ）す

拜認篇章句句殊

拜認するに 篇章句句は殊たり

宜雅宜風今古韻

雅なるべし風なるべし 今古の調べ

知君家學歩庭趨

君家に学びて庭趨を歩むを知る

(原注：庭趨とは下論の句なり、鯉越りて庭を過ぎり、鯉退きて時を学ぶ)

四、京師首善為名区

京師は首善にして名区たり

風土人情歷覽殊

筆を乗りて採り來たり 雜記を成す

案頭時對玉水壺

(原注：京師は首善の区と為す。案頭は君平日硯匣の面に自ら写して「一片の冰心 玉壺に在り」と曰うあるを見る)

案頭 時に対する玉水の壺

(原注：案頭は時に対する玉水の壺)

謝維藩の以上の詩六首には、蔡大鼎らの琉球救国運動への並々ならぬ同情と共感が込められている。とりわけ、第五首と第六首は救国運動に挺身する蔡大鼎らの「艱難」をものともしない琉球國への忠誠心を讃え、琉球復國の目標が達成されることへの期待と確信を表明して、蔡大鼎らを激励していることに注目すべきであろう。

謝維藩の書簡と詩六首を受け取った蔡大鼎は光緒七年二月一八日及び二一日の日記に次のように記録している。

「本十八日、謝君の寄翰を接閱し、感戴の至りに勝えず。府上恙なきに至つては省蹕するに似たり。事の弁理未だ頭緒あらざれば實に深く焦灼すと云うに、諒に本春に届りて定めし必ずや転圜の機あるべしと謂うに至つては、余をして自ずから懲心を解かしむ。正に雲霓を望むが如きの秋に在り。

本二十一日、節は驚蟄を過ぎて春分に居る。和風方さに送る。寒氣漸く消ゆ。日昨、総署は本国の一節に因り、乃ち本十二日（即ち驚蟄は二月の節なり）に於いて、特に聖旨を奉じてその照会を持て日本國王に移行するを知悉す。それに略ば云う。前議は未だ妥なはず。一概に除去し、宜しく迅やかに新たに会商を行うべし、と。此れ豈に滅國を興すの良策に非ざらんや」⁽⁴⁾。

謝維藩の書簡を受け取って「懲心」を解いた蔡大鼎は、その直後に、

琉球分割条約の調印保留と再交渉を指示する清國皇帝の上諭が下りたことを知り、これこそ琉球復國の「良策」であると小躍りして、謝維垣・謝維藩兄弟とともに琉球復國の機会が一日も早く訪れる 것을期待したもの、日清両国は依然として琉球分割条約をベースに水面下の「再交渉」を繰り返したこと、前述の通りである。

かくて、蔡大鼎を始めとする清國亡命の琉球人たちは、謝維垣・謝維藩らに励まされながら一八八〇年代から九〇年代にかけて救国運動を経

続したのであるが、遂に琉球復國の夢を実現することなく、歴史の激浪に呑み込まれて中國大陸に客死することとなる。他方、謝維垣・謝維藩兄弟たちもまた、清代初期に中琉関係の安定のために貢獻した先祖の謝必振の意思を繼承しながら、全力を傾けて蔡大鼎らの琉球救国運動を支援し、中琉関係の回復を企図したもの、非情な歴史の激浪を如何ともすることができないまま、琉球國の滅亡に立ち会わざるを得なかつたのである。

とはいへ、明末清初の謝必振以来、連綿と受け継がれてきた中國側の土通事と琉球側の夷通事（都通事・存留通事・陳情通事）や進貢使節との友好的交流、相互依存的協力の伝統は、清代二〇〇年余の中琉交渉史の底流にその痕跡を留め続けるだけでなく、これからの中琉交渉史の展開を促進するための貴重な遺産としても活用され続けるであろう。

V おわりに——諸論点の要約——

以上、前稿「中琉交渉史における土通事と牙行（球商）」の延長線上において、清代の土通事・謝必振とその後商たちに焦点を当てつつ、中琉交渉史における土通事の位置と役割を検討し、その諸相を紹介した。

① 中琉交渉史の開幕期においては、中国人の琉球語通訳が中琉双方

の通訳を担当し、単に通事あるいは琉球通事と称されたが、後に福建から琉球へ移住して土着化した閩人三六姓とその子孫が琉球側の通事を担当するようになると、中国当局は彼らを琉球人の中國語通訳とみなして「夷通事」と称し、中國側交渉システムの中の中国人の琉球語通訳を「土通事」と称して区別した。明清時代を通じて土通事は福州河口の出身者の中から採用され、琉球の進貢使節の接待に当たる外、中琉関係の

あらゆる分野で重要な役割を果すべき位置に置かれる。

(2) 明清交替の動乱期において、去就に迷っていた琉球側の動向を大きく左右したのは土通事の謝必振である。大局的見地から中琉関係を展望することができた謝必振は、生糸貿易の再開を許可してくれた南明政府との関係維持に固執する琉球側を誠心誠意説得し、数年の歳月を費やして清国側へ「投誠」させることに成功した。この間、謝必振は琉球の使節団を率いて福州と北京の間を二往復し、福州と琉球の間をも二往復している。「招撫通事官」として二度来琉した謝必振は、一〇年後の一六六三（康熙二）年にも冊封使の張學礼に随行して三度来琉し、中琉關係の再構築と安定に大きく貢献している。

(3) 謝必振の功績は中琉双方から高く評価されたためか、清代二〇〇年余にわたって、定員三名の土通事の内、一名は謝家から選任されることとなり、謝必振以後、謝道武・謝瑚・謝宜化・謝生泰・謝占豫・謝維垣と七代にわたってほぼ継続的に受け継がれている。謝家の外、

鄭家と馮家からも世襲的に土通事を送り出し、この三家が土通事のポストをほぼ独占している。もちろん、土通事のポストは自動的に世襲されるわけではなく、この三家以外から選任されることがあるが、土通事の選任に当たっては、琉球側の人物評価（解任要請あるいは推薦）が重要なファクターとして考慮され、最終的には福建巡撫が決裁した。

(4) 清代の土通事の任務は、通常、福州と北京を往来する琉球進貢使節の伴送と進貢儀礼への参加、福州の琉球館における進貢貿易の監督と貿易状況の報告、沿岸各地における琉球人の漂着事件への対応などであるが、雍正期あるいは乾隆初期の一貢免除問題の処理に当たって、土通事は琉球側の政治的顧問としての役割をも果たすようになった。またアヘン戦争後、琉球に滞留した異国人の退去問題やロバート・バウン号事件における中国人苦力譲送問題の解決のために、琉球側は陳情特使

を福州へ派遣したが、その際琉球特使の外交活動を全面的に支えて協力したのは土通事たちである。

(5) 廃琉留県の前後、清国へ亡命した琉球人たちは福州・北京・天津などで清国当局に琉球救援を陳情するなどの琉球救國運動を展開し、日本で清国当局に琉球分割条約を妥結した前後には、琉球分割に反対して琉球の全面復旧を要求する請願書を繰り返し清国当局へ提出したが、この時琉球人の救國運動を全面的に支援したのは謝家の最後の土通事・謝維垣であった。謝維垣は琉球の陳情通事・蔡大鼎の要請に応じて二度にわたり北京へ赴き、總理衙門や礼部への陳情書提出に閑わり、また謝維垣の弟の謝維藩は蔡大鼎らの救國運動を激励するため時に六首を献呈している。謝維垣・謝維藩兄弟の琉球救國運動への支援は遂に実を結ばなかつたけれども、中琉交渉史の中に特筆大書するに値する。

注

(1) 球陽研究会編『球陽（原文編）』卷一、一六二一頁。なお、閩人三六姓をめぐる問題については、孫徽『閩人三十六姓と明初の対流政策』（沖縄文化研究）二六、二〇〇〇年三月）、謝必震『中國与琉球』（廈門大学出版社、一九九六年）等参照。

(2) 謝杰「琉球報摘要補遺」、夏子陽「使琉球錄」下、三九頁、台湾学生書局版。

(3) 描稿「中琉交渉史における土通事と牙行（球商）」（琉球大学教育学部紀要）第五〇集）参照。

(4) 陳侃『使琉球錄』卷一、蕭崇榮『使琉球錄』卷上、郷土史研究会編、四七一四八頁。夏子陽『使琉球錄』上、三七頁、台灣学生書局版。徐保光「中山伝信録」、沖縄県立図書館本、一三六一~一四一頁。

(5) 『星稟文集』七号文書。前掲・描稿参照。

- (6) 崇禎七年及び九年のいわゆる「王銀詐取事件」は、從来、白糸貿易において琉球側が白糸購入資金を委託した中国人商人に騙し取られた事件として理解されているけれども、實際には琉球側の委託銀で購入した白糸を明國の「官府」が摘要・没収した事件であることは、「中山世譜」附卷一の記載によつて明白である。事件前後の明國当局の対応からも、明國側は琉球側が「商人」や「牙行」と結託して白糸を大量に購入しようとした密貿易事件とみなしていたこと、それ故に「商人」が既に購入していた白糸（琉球側委託銀の三分の一に相当する量）を摘要・没収することを看取することができる（前掲・拙稿参照）。

(7) 「歴代宝案」第一卷三六三号文書、第一卷三七卷四号文書（以下、一一三六一〇三）、一一三七一〇四のよう略記）。前掲・拙稿参照。

(8) 虞虎勝太郎「明末清初の内戦と琉球」「近世沖縄の社会と宗教」所収参照。上原兼善「明末清初の動乱と琉球」「鎖国と藩貿易」第二章、比嘉春潮「中國の革命と沖縄」「沖縄の歴史」等参照。

(9) 「中山世譜」卷八、「琉球資料叢書」四、一一六頁、一一七頁。

(10) 「那覇市史」家譜資料一、五八頁。

(11) 「歴代宝案」一一〇一〇九。土肥祐子「中琉貿易における王銀詐取事件」「史料」三五号参照。

(12) 傅衣凌「福州琉球通商史臘調查記」（福建对外貿易史研究）所収。

(13) 「那覇市史」家譜資料二、五八頁。

(14) 「那覇市史」家譜資料二、九四〇、九四一頁。

(15) 「歴代宝案」一一〇五一〇一。

(16) 「清史稿」列伝三一三「廣國」一。

(17) 「中山世譜」卷八、順治六年秋の条。

(18) 「周姓家譜」「那覇市史」家譜資料一、三八〇頁。

(19) (20) 「歴代宝案」一一〇五一〇三、「那覇市史」資料篇一一四、四八三頁

(21) 「世祖实錄」順治八年九月壬午の条。

(22) 「歴代宝案」一一〇五一〇四、「那覇市史」資料篇一一四、四八五、四八七頁。

(23) 「中山世譜」尚質、順治十年の条。

(24) (25) 「那覇市史」家譜資料二、二九八頁。

(26) 「歴代宝案」一一九、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一一、一一三、一一四、一一五〇、一一五三、一一五四、一一一一、一一一五、一一一九、一一八五、一一八七、三一一、三一一、三一一、三一一、三一一、三一一、一一一〇、一一一、一一一三、一一一四、一一一五、一一一八、一一一〇、一一一、一一一三、一一一四、一一一四六、一一一四七、一一一四八、一一一六、一一一六四、一一一六六、一一一七三、一一一七五、一一一七六、一一一七七、一一一七九、一一一八一、一一一九三、一一一〇〇、一一一〇一、一一一一、一一一〇、一一一九四、一一一九五、一一一一六、一一一四一、一一一四三、一一一七〇、一一一七一、一一一七四、一一一七五、一一一九三、一一一九四。

(27) 「歴代宝案」一一九、一一一四、一一一五、一一一八、一一一〇、一一一、一一一三、一一一四、一一一五、一一一六、一一一七、一一一八、一一一三、一一一五、一一一六、一一一七、一一一八、一一一九、一一一九〇、一一一九一、一一一九二、一一一九三、一一一九四。

(28) 「歴代宝案」一一九、一一一四、一一一五、一一一六、一一一七、一一一八、一一一九、一一一四四、一一一五一、一一一五五、一一一五六、一一一五七、一一一五九、一一一六〇、一一一六一、一一一六六、一一一七三、一一一七四、一一一七五、一一一七七、一一一七九、一一一八六、一一一四一、一一一四三、一一一四三、一一一四六、一一一四七。

(29) 「呈稟文集」四四号文書。

(30) 「歴代宝案」一一七一、一一七六、一一九〇等参照。

(31) 「琉球王國評定所文書」第一卷、四六二頁、五五七頁参照。

(32) 「歴代宝案」一一一一〇、台湾本五二一四頁以下。

(33) 「琉球王國評定所文書」第一卷、四六二頁、五五七頁。前掲・拙稿参照。

- (34) 「歴代宝案」一一一二一〇八、台灣本五二五頁以下。
- (35) 「歴代宝案」一一一九一〇八、台灣本五三九三頁以下。
- (36) 豊見山和行「琉球の対清国外交について—雍正・乾隆期の一貢免除問題を中心にして」(『琉球王国評定所文書』第三巻) 参照。
- (37) 「琉球王国評定所文書」第一巻、一九三頁以下。
- (38) 抽稿「ロバート・バウン号事件再考——東アジア国際秩序再編の一契機として——」(『琉球王国評定所文書』第一一巻) 参照。
- (39) 『琉球王国評定所文書』第八巻、一四頁～一八頁。
- (40) 抽稿「琉球救國運動と日本・清国」(『沖縄文化研究』一三) 等参照。
- (41) 蔡大琳「北上雜記」序文。
- (42) 抽稿「琉臣殉義事件考——林世功の自刃とその周辺——」(『琉陽論叢』) 等参照。
- (43) (44) 蔡大琳「北上雜記」。
- (付記) 本稿の論旨は一九九六年一〇月北京にて開催された「中琉歴史関係学术検討会」において報告され、報告ペーパーは「第六届中琉歴史関係学术検討会文集」(中国第一歴史档案館、一〇〇〇年一〇月)に収録された。本稿はそれに補正を加えたものである。